

「地方創生」に関わる
〈研究フォーラム〉に寄せて



井原 健雄
(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

筆者は、このほど、「地方創生」に関わる〈研究フォーラム〉が、徳島市内にある四国大学の交流プラザで開催されたことを受けて、そのフォーラムに積極的に参加させて頂き、しかも大いに触発を受けたので、ここでは、その概要報告と、私的所見の一端を披露させて頂くことにしたい。

まず、この〈研究フォーラム〉は、日本計画行政学会四国支部の主催で開催されたものであり、その正式のテーマは、『徳島における地方創生の取組と若者の新たな働き方の現状と課題』という極めて長いものであった。その理由として、このようなフォーラムを企画された学会事務局側の問題意識の広がりに加えて、その解明に向けての意欲と熱意を示しているように窺われた。そこで、この点を裏付けるべく、予め学会事務局で用意された、その【趣旨】を明らかにすると、つぎのように記されていた。

2014年9月3日に、石破茂氏が地方創生担当大臣に起用されるとともに、安倍晋三首相を本部長、石破大臣と菅義偉官房長官を副本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部（地方創生本部）」が発足した。ここにおいて、『地方創生』が推進されることになった。これは、人口減少時代において、特に①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域の課題の解決に主眼が置かれたものである。これにより、多様な地域づくりに加えて、出生率を向上させることで人口減少に歯止めをかけ、人口の若返り、さらには人口の安定化と生産性の向上を今後の日本の目指すべき将来像として定めた。

この状況下で、様々な地域が各地域独自のやり方で、地域を盛り上げる取組を行い始めている。徳島に着目すると、神山町や美波町、三好町などを中心にサテライトオフィスを誘致し、率先して新しい働き方・生き方を提案し、実現してきた。これらの取組は、全国から注目を浴び、また、そのビジネスモデルを用いて、各地域が地域特性を活かしつつ、地域活性化のために取り組みつつある。そのほかにも、価値観の多様化により、働き方のあり方は変化しつつある。

このフォーラムでは、このタイミングにおいて、徳島の地方創生への取組と若者の新たな働き方の現状と課題について理解し、今後の地方創生へ

の取組について議論を深める。

このような【趣旨】のもとに、この〈研究フォーラム〉では、徳島県（地方創生推進課）の加藤貴弘氏により、「徳島の地方創生～徳島は宣言するvs東京～」と題する「基調講演」が行われた。つぎに、現在、徳島県内で活躍されている3人の若い方から、それぞれ個別具体の取組事例についての紹介があった。すなわち、青木正繁さんから、若者クリエイティブ部の活動報告があり、竹内祐介さんから、サテライトオフィスでの働き方について紹介され、近森由記子さんからは、国際交流機構としての活動について、それぞれ熱い想いを胸に秘め、「若者の新たな働き方」として紹介して下さった。

そこで、最後に、筆者の心に深く残った総合的な所見（ないし感想）を、やや断片的にはなと思うが、敢えて披露することにおこう。そのなかでも、特に重要なこととして、「言葉」（ないし「概念」あるいは「コンセプト」）の持つ意義と役割をどう考えるか、ということである。その具体的な事例として、「地方創生」とは何か？ということが指摘される。この点について、基調講演を担当された加藤氏は、10の質問のなかの冒頭に取り上げ、さらにそれを受ける形で、「地方創生」の目指す姿とは何かと、自問自答しておられたことが印象的であり、非常に啓発的であった。すなわち、彼によれば、「地方創生」とは、東京一極集中の是正と人口減少の克服を図ることにより、〈活力ある地域社会を創造すること〉であると考え、また、「地方創生」の目指す姿とは、「しごと」と「ひと」との好循環により、それを支える持続可能な「まち」づくりにある、と考えておられたからである。

とはいえ、「地方創生」の「創生」については、新たに創り出すという「創造」（create）に力点を置いて、その対象を、①「しごと」、②「ひと」、③「まち」として順序付けておられたが、「まち」づくりは、その結果となっており、また、「しごと」づくりといった産業政策よりも、むしろ新たな「ひと」づくりの方がより一層重要ではないか、と強く考えるものである。そして、さらにまた、「地方創生」の「地方」をどのように考えているのかを明確にして、その共有化を図ることが重要な課題となっているように思われるのである。

中央会だより 1

補助事業のご案内

I. 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業 (実現可能性を事前調査する場合に適した補助金)

小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、他分野等との連携による技術開発等に関する実現可能性調査及び、実現可能性調査の結果を活用して事業化(試作品の作成を含む。)を行う場合の実証システム構築等の立ち上げに対して助成します。

テーマ例

- 柔道整復師が今後目指すべき医院づくり、患者サービスの改善及びリピート率向上の実現に向けたアンケート調査及び提言の策定
- 〇〇銘菓開発に向けたコンセプトの策定
- 商店街スタンプ事業導入可能性に関する調査研究

- (1) 補助対象者：構成員の3/4以上が小企業者(※)である組合
- (2) 補助金額：80万円
- (3) 補助率：補助対象経費の2/3
- (4) 補助対象経費：謝金、旅費、会議費、借損料、印刷費、原稿料、雑役務費、通信運搬費、消耗品費、委託費



II. 取引力強化推進事業

中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取り組みに対して助成します。

補助対象となり得る取組事例のイメージ

- 販促用チラシの作成、配布
- 新商品の開発
- 商品パッケージ(包装)の改良
- 販促品の製造
- ネット販売システムの構築
- 市場調査

- (1) 補助対象者：構成員の1/2以上が小規模事業者(※)である組合等
- (2) 補助金額：25万円(1組合等あたり下限10万円)
- (3) 補助率：補助対象経費の2/3
- (4) 補助対象経費：謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

※小企業者とは・・・従業員数5人(商業・サービス業2人)以下
小規模事業者とは・・・従業員数20人(商業・サービス業5人)以下

○詳細につきましては本会ホームページをご覧ください。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/>
○問い合わせ先：本会 事業振興部 (TEL.087-851-8311)

中央会だより 2

法人税の税務申告事務を学ぶ ～組合事務局代表者等研修会を開催～

本会は5月13日、本会研修室（高松市）において税理士古川修氏を講師にお迎えし、「協同組合等の法人税申告手続について」をテーマに組合事務局代表者等研修会を開催しました。

研修会には組合役職員ら約40名が出席し、法人税申告手続における注意点や税務申告書類の書き方についての説明が行われ、出席者は熱心に受講していました。



▲講師 古川氏

今年度の研修会の要点

・法人税の税率の改正

普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等に対する法人税の税率が23.9%（改正前25.5%）に引き下げられました。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用。）

※協同組合等の軽減税率は現行のまま
年800万円以下の所得：15%、800万円超の所得：19%

・地方法人税の創設

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式で、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。ただし、納付書は法人税とは別になります。

NEWS

1

新作見本市を開催

香川県漆器工業協同組合

5月18日、19日に香川県漆器工業協同組合主催、香川県家具商工業協同組合協賛により全国の卸・小売業者（バイヤー）を対象に「第79回香川の家具とめりもの新作見本市」がサンメッセ香川（高松市）で開催されました。

漆器や家具のメーカーら38社が各ブースを設け、木目を生かしたダイニングテーブルやこたつ、漆の伝統技法を駆使した引き出し棚や盆のほか、現代的なデザインを取り入れた食器など約4500点がずらりと並んでいました。

全国から訪れたバイヤーらは、製品担当者の説明を聞きながら商品を手にとりて使い勝手を確かめながら熱心に品定めをしていました。

また、5月20日から22日は同会場にて一般向けの「家具と漆器フェア2016」が開催され、赤や緑、ピンクのカラフルな皿や椀などの現代風にアレンジした商品（表紙写真参照）が注目を集め、5日間であくさんのお客様が詰めかけ、盛況でした。



▲新作がずらりと並ぶ



▲伝統技法がひかる作品

全国中小企業団体中央会では、中小企業・小規模事業者や組合等連携組織が、新たな事業活動への挑戦や組織体制の見直しなど、次なる一步を踏み出す際の参考となるよう、組織活動を通じて培われた経験やノウハウである暗黙知を形式的に変換し、知識の共有化やノウハウの移転・活用につなげることを目的に掲げ、都道府県中小企業団体中央会と連携し、課題解決等に先進的に取り組む活動事例について調査・分析、収集・普及を行っております。

平成27年度は、「地域の魅力発信によるグローバル需要開拓」「地域産業を担う人材の確保・育成」および「組合事業による新たな展開」の3テーマをとりあげ、「先進組合事例抄録」としてとりまとめています。

テーマ 地域産業を担う人材の確保・育成 ～ビジネスマインド・スキルの涵養～

ファーマーズ協同組合

就農希望者に多様な農業「経営」のイロハを現場で教える



▲青果市場視察の様子



▲簿記講習の様子

住 所：〒765-0040
香川県善通寺市与北町3085番地1
電話番号：0877-43-3578
URL：http://www.farmers-coop.com
設 立：平成20年10月
出 資 金：1,000千円
主な業種：農業、畜産業、食料品製造業
組合員数：57人

背景と目的

当組合の近藤理事は以前より若手就農者の育成事業として、就農希望者を自社で雇用し、農家経営に必要な知識や技能を習得させ、独立させた後にも経営全般をサポートする「のれん分け就農」に取り組み、成果を上げていた。この経験を土台にして、周囲の農業法人等に呼びかけを行い、「ファーマーズ協同組合」を設立し、就農希望者が自らの望む多様な農業経営形態で研修を受けることが可能な仕組みを作り上げた。

事業・活動の内容と手法

当組合のステージは「農業」であり、多種多様な規模や経営形態に応じて、後継者が身につけるべき知識や技能は千差万別である。このことから当初より数値目標は設定していない。当組合で研修を受け、就農に至る流れは、①希望者が応募の意志を連絡、②希望者に適切な農業法人等で「短期研修」を実施、③短期研修最終日に今後について相談し、「長期研修」を受けるかどうかを希望者に選択させ、④1年間の長期研修に移行し、終了後、のれん分け就農、農業法人への就職等により本組合による人材の育成が完了する。

また、当組合では、カンボジア、ラオスなどから農業技能実

習生を受け入れており、彼らが本国へ帰国した後、現地で農業をスムーズに展開することを助力する目的で、今後は海外農場で農業を行う、農業従事者の発掘に力を入れていこうと計画している。

成 果

平成26年度は合計8名の長期研修生があったが、いずれも研修終了後、順調にのれん分け就農、農業法人等への就職ができており、当組合の目的である「農業経営体における後継者の育成」を達成できている。

今後は、これら後継者の活躍により、香川県の継続的な農業の活性化が期待される。この事業がスムーズに実施できているのは、参加組合員の経営形態や規模がバラエティに富んでおり、就農希望者が思い描く、将来の就農形態や規模を想定しての研修先選びが可能になっていることが要因である。

今回、ご協力いただいた香川県の事例を2件紹介します。また、収集した事例は全国中小企業団体中央会のホームページの「組合事例検索システム」で公開しています。
<http://jirei.chuokai.or.jp/newjirei/default.aspx>

テーマ 地域産業を担う人材の確保・育成 ～ビジネスマインド・スキルの涵養～

讃岐石材加工協同組合

「庵治石ソムリエ」養成制度により、産地内外の人材を育成



▲採石場見学の様子



▲加工場視察の様子

住 所：〒761-0121
香川県高松市牟礼町牟礼2625-18
電話番号：087-845-2446
U R L：http://www.sanukisekizai.jp/
設 立：昭和45年1月
出 資 金：32,005千円
主な業種：石材加工業
組合員数：93人

背景と目的

当組合では以前から庵治石の知名度向上を目的とした各種の取り組みを構想していた。しかし、一般消費者に対する「知名度調査」を実施すると、「高級墓石」としての庵治石について関東圏ではほとんど無名に近い状況との結果が得られ「想定外かつショック」であった。このことを契機として「ブランドの確立」事業に本腰を入れることとなった。

事業・活動の内容と手法

長期的に本事業の効果を増大、定着させるためには、自らの想いを代弁してくれる理解者の存在が重要であるとの認識に至り、全国の石材小売店の経営者や社員を対象とした「庵治石ソムリエ養成制度」を発足させた。これは、庵治石および庵治産地について正しい理解と認識を持ち、販売プロフェッショナルとして拡販とPRに努めてもらう「庵治石ソムリエ」の養成を目的とする取組みである。

同制度の実施担当は産地3組合の青年部員で構成される「石翔会」である。平成24年度から取組みを開始し、現在では石材産地体験ツアーの実施が主たる内容である。この体験ツアーは毎回趣向を凝らした内容とするべく石翔会において工夫しており、平成27年11月現在、延べ参加者は100名を数

える。同制度を運用するために、自らが産地PRパンフレットの作成や、接遇・説明の技能向上を行っていき過程で、石翔会各メンバーにおいては、自らの産地に対しての愛着・理解が深まった。

本事業に取り組んだ当初、組合上層部には、産地PRの必要性に疑問を持つ意見もあったが、体験ツアー実施時に若手メンバーの取組み姿勢を見せることで、徐々に理解が増していった。

成 果

同制度を確立するためには、将来可能な限り早期に検定等の体制を整えていく必要があり、そのための取組みを急いでいる。本事業には20代の若い後継者が積極的に参画しており、将来に大いに希望の持てる展開になっている。また、体験ツアーで得られた各種のノウハウは、他の地域観光ツアーへ十分応用可能であり、庵治・牟礼地域の活性化に寄与する各種の事業への参画も視野に入れている。平成28年度は当地で「瀬戸内国際芸術祭」も開催されるため、これに関与するイベント等も実施したいとする。





地震や為替の円高の影響により、 先行き不透明感は一層増大している。

2016年4月



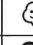

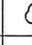




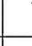


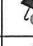

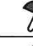
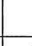


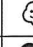


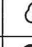
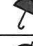
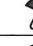
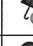


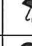


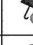


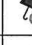


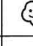


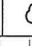


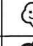



Industry Information

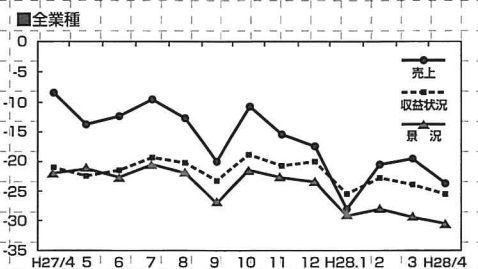
製造業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ●7月11日出荷分から小麦粉価格が25kg当たり、主にパン用の強力粉で115円、主に麺・菓子用の中力粉、薄力粉で110円、国内産小麦粉で100円の値下げとなる。(製粉製麺) ●売上は、前年同月比98.8%だった。(調理食品) ●熊本地震で被害を受けた皆様や被災地に所縁の深いご関係の皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。今回の地震で、お客様など多くの方々から直接的・間接的に被害に遭われました。また、そのような直接被害に加え、交通網の麻痺の影響により、物流面では九州のみならず関西や関東便にも影響が出ました。(冷凍食品)
	繊維・同製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●ここ3年間続いている販売不振のため組員である大手企業が倒産し、業界に激震が走った。今後、海外工場の共同運営や統廃合の動きがでてくる可能性がある。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●前年の状況から、やや上向き傾向が見られる。製材、原木入荷は増えたが価格は変わらず。市場、前年と変わらず。5月には熊本地震の影響で若干価格は上がるのではないかと。プレカット変わらず。(製材) ●低迷のまま業況に大きな変化はないです。(木材)
	印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ●新年度において売上面では前年度実績をやや下回るものの、収益面は大きな変動はなく推移、弱含みのままである。コスト面では紙メーカーの前年度一斉値上げの要因である円安、原油価格の高騰であるが、最近の円高、原油安の現状を各社は憂慮して、紙の値下げを期待している。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●業界の状況は好転(共販システム、価格)の動きが出ている。仕事量的には前年比、中讃地区は減少幅が大きい。東部、西部地区は同レベルで推移している。今後、積算価格に向けた動きが必要と思われる。ブロック前年同月と対比すれば60%減。5月、6月の受注予想も霧中状態。(生コンクリート)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●売上高減少するも、短納期・高品質要求により、雇用の一定数確保は必須であり、ものづくり業界離れが顕著である若年層の興味を引くよう各組員努力しているところである。(鍍金)
	一般機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の中小規模、零細企業の建築用鉄骨加工、組立工事は昨年に比べ需要の落ち込みが見受けられる。特に民間企業の新規受注は減少しており、また、公共投資事業も大手ゼネコンのコスト削減から、下請工場は安値による受注競争が激化し、仕事量、価格共に厳しい。昨年同様に比べ低迷している。建設用クレーンは、前期に続き国内外で大型クレーンの販売が伸び、海外では北米を中心に円安基調から輸出が引き続き好調に推移、更に国内では震災後の復興需要の他、インフラ整備を中心に公共工事の増加により活発な増産を続けている。これら大手製造メーカーの順調な生産に支えられて県内中小機械工場、下請け加工工場はフル生産体制を続けている。造船関連事業は円安の影響によりLNG船を中心に受注が伸びており、船用エンジンメーカー、部品加工工場共に約3年間の受注を確保している。従来、船用関連製品は低船価受注による影響から値下げが進み正常な価格水準に至っていない。ただ、今後については年初来、急速な円高により輸出産業の先行きに厳しい環境が予想されており一部受注量に陰りが見受けられる。(一般産業用機械・装置)
輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●元請けから時間単価の引き下げの話があり、なんとか最小限に押さえようと理事長が話し合いを続けています。単価が下がると離職率が高くなり、良い技術を持った職人さんもいなくなるので危機感を感じています。(造船) 	
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●大型連休が明けても、受注状況に変化はあまり感じられない。大口の案件も減少していると思う。(団扇) ●売上は全般に昨年より低く推移している。特に高額の商品の売上げが減少している。各社5月の展示会に向け新製品の開発に取り組んでいるが、価格設定に苦慮している。(漆器) ●4月の業況は前年同月と比べて3%のマイナスとなりました。月の半ばから少し上向いてきましたが、4月14日の熊本地震の影響か?後半にかけて低下してきました。震災復旧を早期に進めるためにも消費税の引き上げの凍結と減税を要望します。(綿寝具) 	
非製造業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●生産減による価格高で売上金額は伸びているが、販売価格の高低に消費者は厳しく利益面では、思うようには伸びていない。(青果物) ●4月中の元売の卸値価格は7.5~8.0円上昇しているが、過当競争等で小売り価格に4円程度反映されていないので厳しい経営状況が続いている。特に今年1月からの各組員の収益状況は悪く、今後は中小SS(個人等)の廃業が多く出ると予測される。雇用状況は、新入社員の定期採用の人数減少で徐々に逼迫している。(石油) ●相も変わらず消費需要全体の低迷が続いている。前回、2014年4月の消費税率引き上げ直前の3月までは、家電業界も駆込需要は大きかったものの、その反動も大きく、2010年のいわゆる家電バブルに対する反動の長期化と合わせ過去にない厳しさを味わう状況が続いている。(電機)

4月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-31.2ポイントで前月調査の-33.4ポイントから2.2ポイントの改善となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-39.6ポイントで前月調査の-33.3ポイントから6.3ポイントの悪化、収益DI値は-37.5ポイントで前月調査と同様の結果となった。震災による物流の混乱や、為替の円高、自動車の燃費データ不正問題に発する減産等も相まって、先行き不透明感は一層増大している。

非製造業	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●本年明けからの円高、株安の流れが富裕層の消費を悪化させており、昨年春から好調であった貴金属、高級時計の売上が3月以降でブレーキがかかった状態となっている。人通りは多く、街に活気もあり、服飾や雑貨には数字が戻ってきた動きがある中で、単価の高い商品の低迷は全体への影響も大きく、ダメージとなっている。あまり円高が続くと現在は好調なインバウンドの消費にも悪影響が出ると懸念している。(高松市) ●瀬戸内国際芸術祭も前期が終了。商店街にも少々人通りもあつたようです。4月29日、30日はG7の会場がサンポート高松で、高松市内の商店街では情報に関するイベントもあり、飲食店は、その関係者に利用してもらえた店もあつたようです。4月14日、熊本に大きな地震災害が発生し、今も余震が続き経済はストップ。アーケードでは、熊本からの野菜・果物が値上がりしており、我々の日常生活にも、このような形で影響してきました。これまで熊本から多くの野菜や果物が入ってきていたことにびっくりしました。(高松市) ●商店街アーケード下のガス・水道管の入れ替え、下水道の埋設が終わり、昨年度から道路舗装工事が開始された。透水性アスファルト工事で本通商店街が完了し、今年度から元町名店街の工事が始まる。(坂出市) ●とにかく街は静まりかえっている。ゴールデンウィークに入ったが、商店街には無縁の世界に見える。(丸亀市)
	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ●受注機会があっても下請け等がない状況があり、新規雇用を考えているが、途中採用できる人材がないなど人材確保が難しい。日銀によるマイナス金利政策により、借入金利が低くなり多少楽になった。(ディスプレイ) ●4月は、前年同月より10%増であった。4月は、昨年と比較し、工事関係が多く、その関係で増加した。よく言われる中国人は10人程度、また、台湾人は3人程度であった。瀬戸内国際芸術祭の顧客は、20人程度で、当ホテルとしては、あまり顧客の顔が見えていない。初回から深く立ち上げに携わっているが、やはり、夏以降、特に秋に期待している。しかし、先月にも記載したが、宿泊業法には、全く違反しているゲストハウスその他、訳の分からない所に宿泊しているケースが多く、心配なのは火災等の事故である。行政として、本当にこのような、法の規制のかからない形態を宿泊営業させていいものか、当組合として、強く警鐘を鳴らすものである。(旅館) ●美容室軒数の増加、客数の減少、来店頻度の長期化、利用金額の低下等サロンを取り巻く環境は依然として厳しい。(美容)
	建設業 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度の公共工事の発注については、目標として上半期で80%の発注をすることとしているが、4月を見る限り例年と同様ほとんど発注がなかった。今後5月以降、上半期に集中して発注された場合、下半期の事業量が危惧される。また年間を通しての発注の標準化が崩れ、技術者の効率的な稼働に支障を来す。下半期に向けて補正予算を期待したい。(総合建設)
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方の景気回復の遅れ、消費税率引き上げを運賃転嫁したことなどにより、運賃収入、輸送人員が減少しており、厳しい経営環境にある。小豆島地区については、瀬戸内国際芸術祭2016の開催に伴い、若干輸送人員が増加している。また、乗務員不足が深刻化するとともに、高齢化が進んでおり、企業継続が懸念されている。(タクシー) ●平成28年3月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は2.1%増となり、対前月比では12.0%増となった。平成27年度累計での対前年度比は3.3%増となった。また、3月分利用車両数の対前年同月比は、0.9%増となり、年度累計での対前年比は3.9%増となった。(トラック)

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

		売上高	収益状況	業界の景況			売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食料品				非製造業	卸売業			
	繊維・同製品					小売業			
	木材・木製品					商店街			
	印刷					サービス業			
	窯業・土石製品					建設業			
	鉄鋼・金属製品					運輸業			
	一般機器					その他			
	輸送用機器								
	その他								



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

グローバルニッチトップ支援貸付のご案内

貸出条件概要 10年期限一時返済・金利成功払い型

ご融資期間	原則10年
返済方法	期限一時返済
ご融資利率	成功払い(不成功の場合 0.6%、成功の場合 当金庫所定の利率)
利払い方法	1、3、6ヶ月毎のいずれか(前払)
ご融資限度額	5億円
期限前弁済	原則不可
資金使途	出資金、親子ローン、設備資金、研究開発費
海外事業計画	海外事業計画書の作成が必要です。ご提出いただいた海外事業計画書は、商工中金に設置しているグローバルニッチトップ企業認定委員会における認定が必要です。
適用金利条件	適用金利は、事業の成否に応じた「成功判定」に基づく、1年毎の変動金利とします。
決算書のご提出と金利改定について	●成功判定(金利改定)のため、年一回決算書の提出をお願いいたします。 ●海外事業計画の期間中は、決算書に加えて「事業進捗報告書」もご提出いただけます。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0028
高松市鍛冶屋町3番地
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 融資制度のご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○創業支援貸付利率特例制度の概要(国民)

融資対象者	創業前および創業後1年以内の方
資金使途	各貸付制度に定める資金使途
融資限度額	各貸付制度に定める融資限度額
融資期間(据置期間)	各貸付制度に定める融資期間及び据置期間
利率	「各貸付制度に定める利率-0.2%」。 ただし、次のいずれかに該当する方については、「各貸付制度に定める利率-0.3%」 1 女性または若年者(30歳未満) 2 Uターン等により地方で創業する方

○新事業活動促進資金の概要(国民、中小)

融資対象者	「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方など ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方を追加
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円) 【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
融資期間(据置期間)	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利率	基準利率 ただし、一定の要件に該当する方については、利率を低減 ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方については、「基準利率-0.65%」(中小企業事業のみ2億7,000万円上限(運転資金は2億5,000万円上限))

○HACCP資金(食品産業品質管理高度化促進資金)の概要(農林)

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者(協同組合等を含む)
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用(特別の費用等) (指定認定機関の認定を受けた高度化計画または高度化基盤整備計画に基づく事業)
融資限度額	事業費の80%以内または20億円のいずれか低い額
融資期間(据置期間)	10年超15年以内(うち3年以内)
利率	ご融資額 2億7千万円以下 0.25%~0.55%(※) 2億7千万円超 0.40%~0.70% (H28.4.20現在) (※)資金使途により2億7千万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 (URL:<http://www.jfc.go.jp>)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274
中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423
農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

● 公正取引委員会からのお知らせ ●

独占禁止法相談ネットワークの御利用を お待ちしております

公正取引委員会では、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法の相談を受け付けております。

◎このようなことでお困りではありませんか？

- ・マーケティングの内容が独占禁止法に違反？
- ・注文どおりなのに、取引先から一方的に返品された。下請法に違反じゃないの？
- ・取引先が消費税の転嫁を拒否している。消費税転嫁対策特別措置法に違反じゃないの？

○相談窓口

公正取引委員会 近畿中国四国事務所四国支所

TEL: 087-834-1441

● 香川労働局からのお知らせ ●

雇用の分野で

障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 平成28年4月1日から施行

〈改正のポイント〉

1 雇用の分野での障害者差別を禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

2 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務となります。

3 相談体制の整備、苦情処理 紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務となります。

障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。

(お問い合わせ先:香川労働局・各ハローワーク)

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	言ってはいけないー残酷すぎる真実ー	橘玲	新潮社/842円
2	天才	石原慎太郎	幻冬舎/1,512円
3	嫌われる勇氣	岸見一郎、古賀史健	ダイヤモンド社/1,620円
4	羊と鋼の森	宮下奈都	文藝春秋/1,620円
5	女性目線で徹底的に考えた 防災BOOK<2016年新装版>	マガジンハウス 編集部編	マガジンハウス/880円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00

FAX.087-851-1014

（土・日・祝日は除く）

